

原規規発第 1911267 号

令和元年 1 月 26 日

関西電力株式会社

取締役社長 岩根 茂樹 殿

原子力規制委員会

溶接安全管理審査の審査結果及び評価結果の通知について

平成30年12月17日付け高原発第370号（平成31年1月11日付け高原発第395号、平成31年3月13日付け高原発第450号、平成31年3月20日付け高原発第470号、2019年5月17日付け高原発第32号、2019年6月20日付け高原発第108号及び2019年7月17日付け高原発第151号をもって申請の内容を変更する届出）、平成30年4月25日付け高原発第17号（平成30年7月6日付け高原発第124号、平成30年11月12日付け高原発第330号、2019年6月14日付け高原発第99号及び2019年7月17日付け高原発第161号をもって申請の内容を変更する届出）、平成29年9月7日付け高原発第167号（平成29年12月6日付け高原発第255号、平成30年7月6日付け高原発第127号、2019年5月17日付け高原発第45号、2019年6月14日付け高原発第98号及び2019年7月17日付け高原発第154号をもって申請の内容を変更する届出）、平成30年7月2日付け高原発第92号（2019年6月14日付け高原発第97号及び2019年7月17日付け高原発第153号をもって申請の内容を変更する届出）、平成31年2月28日付け高原発第441号（2019年6月20日付け高原発第109号及び2019年7月17日付け高原発第152号をもって申請の内容を変更する届出）、2019年6月14日付け高原発第87号（2019年7月17日付け高原発第155号及び2019年8月26日付け高原発第234号をもって申請の内容を変更する届出）、2019年6月14日付け高原発第89号（2019年7月17日付け高原発第158号をもって申請の内容を変更する届出）、2019年6月20日付け高原発第103号（2019年7月17日付け高原発第159号をもって申請の内容を変更する届出）、2019年6月14日付け高原発第90号（2019

年7月17日付け高原発第160号をもって申請の内容を変更する届出)、2019年6月20日付け高原発第104号(2019年7月17日付け高原発第162号をもって申請の内容を変更する届出)、2019年6月20日付け高原発第105号(2019年7月17日付け高原発第163号をもって申請の内容を変更する届出)、2019年6月20日付け高原発第106号(2019年7月17日付け高原発第166号をもって申請の内容を変更する届出)及び2019年6月14日付け高原発第91号(2019年7月17日付け高原発第167号をもって申請の内容を変更する届出)をもって申請があった溶接安全管理審査について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第43条の3の13第6項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 審査を受けた組織の名称

関西電力株式会社 高浜発電所

2. 審査基準

溶接安全管理審査に関する運用要領(平成26年2月27日付け原管B発第1402271号)

添付資料1「溶接安全管理審査の審査基準」

2. 溶接事業者検査の実施に係る体制について確認する事項

3. 審査の結果

審査項目	審査結果	
	継続的な品質保証体制	溶接事業者検査実施体制
溶接事業者検査の実施に係る組織	—	良
検査の方法	—	良
工程管理	—	良
検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項	—	良
検査記録の管理に関する事項	—	良
検査に係る教育訓練に関する事項	—	良

4. 評定結果

当該審査を受けた組織は、溶接事業者検査の実施につき十分な体制は適切に維持されている。